

環境影響評価書の概要

—東京都目黒清掃工場建設事業—

昭和 60 年 10 月

東 都

会議用

東京都環境影響評価審議会

1. 総 括

1.1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1.2 対象事業の名称

東京都目黒清掃工場建設事業
(廃棄物処理施設の設置)

1.3 対象事業の内容の概略

表1-1 計画の概略

ごみ焼却 施設の新設	面積	約30,160m ² (都市計画決定対象区域 約29,700m ² 、歩道整備部分約460m ²)
	工事着工年月	昭和61年1月予定
	試運転開始年月	昭和64年7月予定
	稼働開始年月	昭和64年10月予定
	処理能力	600トン/日(焼却炉200トン/日×3基)
	建物等	工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約30m 煙突 外筒鉄筋コンクリート造、高さ150m
	駐車場	一般車15台分、見学者用バス3台分

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、予定地及びその周辺地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1-2に示すとおりである。

表1-2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>煙突からの排出ガスについては、600トン／日焼却時を対象に予測した結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀のいずれも、大気環境濃度に対する寄与率は極めて小さく、環境への影響はほとんどないと考える。</p> <p>また、清掃車の走行に伴う排出ガスについても、環境濃度への寄与率は小さいことから、環境への影響は軽微であると考える。</p>
2. 土壌汚染	<p>予定地内の重金属汚染土壌は、予定地内に地下鉄筋コンクリート槽を設け、その中に封じ込めるなどの適切な処理を行うので、予定地外へ影響を及ぼすことはない。</p> <p>煙突排出ガスによる重金属の拡散についても、浮遊粒子状物質の寄与濃度が極めて微量であることから、周辺地域の土壤に影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>また、焼却灰についても管理型埋立地で埋立処分するので問題はないと考える。</p>
3. 騒音	<p>清掃工場の建設に伴う騒音については、現況と比較して騒音レベルが上がることは避けられない。しかし、騒音を発生しやすい工事は、昼間で一定期間に限定されること、法に定める特定建設作業及び条例に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準以下であること、小学校や住宅地側については、仮囲い（吸音パネル）を設置することなど十分配慮して施行するので影響は少ないと考える。</p> <p>清掃工場の工場内機器による騒音レベルの予測値は、条例の規制基準以下であり、かつ、現況環境騒音レベルをこえることはなく、影響は少ないと考える。</p> <p>道路交通騒音については、一般車両を含めて予測した結果、工事用車両、清掃車の走行に伴う騒音レベルは現況をこえることはなく、かつ、騒音規制法に定める要請基準以下であるので、影響は少ないと考える。</p>

予測・評価項目	評価の結論
4. 振動	<p>清掃工場の建設に伴う振動については、現況と比較して振動レベルが上がることは避けられない。しかし、振動を発生しやすい工事は、昼間で一定期間に限定されること、法に定める特定建設作業及び条例に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準以下であること、汚染土壤封じ込め槽を住宅地側からできるだけはなして設置すること、工事に際しては騒音の場合と同様小学校側と工事計画、手順、作業時間の連絡を密にするなど十分配慮して施行するので影響は少ないと考える。</p> <p>道路交通振動については、一般車両を含めて予測した結果、工事用車両、清掃車の走行に伴う振動レベルは、現況に比べ予測値はそれを上回るが、振動規制法に定める要請基準以下であり影響は少ないと考える。</p>
5. 悪臭	<p>工場の稼働に伴う悪臭防止については、工場棟を密閉化し、悪臭が発生するごみバンカの空気を燃焼用空気として焼却炉に強制送風し、熱分解・脱臭する方法が基本である。</p> <p>既設工場の敷地境界線における臭気濃度はほとんどが定量限界値以下であり、悪臭物質についても法規制値を下回っており、本工場のごみ臭気が周辺地域において感知されることはほとんどないと考える。</p>
6. 日照阻害	<p>工場の建築物による影響が金属材料技術研究所と予定地北東側に隣接する住宅地に現れるものの、日影時間は2時間以内におさまり、法令による日影時間を満足しているため、影響は少ないと考える。</p>
7. 電波障害	<p>一部の地域で遮へいあるいは反射障害の発生することが予測されるが、共同受信システムなどの対策を実施することにより、影響は解決することができると考える。</p>

予測・評価項目		評価の結論
植物・動物	8-1 陸上植物	事業の実施に伴い予定地内の植物は常緑樹を中心とした植物相に改変するが、予定地内は極力緑化を図るとともに、まとまった広さをもつ開放予定緑地を設けることにより、現状を上回る樹木数及び現状と同等以上の緑被率が確保され、さらに土壤改良による適切な生育条件の確保及び維持管理に努めることから影響は軽微であると考える。
	8-2 陸上動物	事業の実施により工事の施行中及び完了後の一時期、陸上動物は減少するが、現在生息する種は都市環境に適応するものであり、現状を上回る樹木数を確保するなど十分な緑化を行うため影響は少ないと考える。
9. 地形・地質		地下構造物を設置しても地下水脈を大きく遮断することなく、また、地下水位の変化も自然状態での水位変動に比べて無視できるため、地下水への影響はほとんどないと考える。
10. 景観		工場の建築物及び煙突などにより、予定地周辺における現在の景観は大きく変化するが、建築物、煙突の意匠に十分配慮すること、また、予定地内の外周に緑地を配置することにより周辺環境との融和を図る。 さらに、予定地内に住民が利用できる開放予定緑地を設けることにより、新たな景観が創造される。

1.5 評価書案の修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
1 総括 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論	大気汚染 騒音及び振動 悪臭 植物・動物	焼却炉排出ガスの影響については、予測物質として水銀を追加して評価した。 建設工事騒音・振動の影響については、環境保全の措置を追加して評価した。 清掃工場による騒音については、音源の取扱いなどを修正して評価した。 道路交通騒音・振動の影響については、一般車両及び工事車両を追加して評価した。 清掃工場からの臭気の影響については、新たな調査事例を追加したうえで評価した。 事業の実施による影響については、植栽計画の内容を加味して評価した。
2 対象事業の目的及び内容 2.1 事業の目的	清掃事業の現状	ごみ焼却処理の実態から、清掃工場を建設整備する必要があることを補足した。
2.2 事業の内容	施設計画 ごみの搬入及び灰の搬出処分計画	事業計画の具体化にあたり工場棟の建築物の大きさ、配置などについて検討する旨記述した。 交通の流れを円滑にし混雑解消を図るため、清掃車の運行パターン及び補助19号線の車線数を変更した。
2.3 事業予定地の選定の経過	予定地の選定	建設予定地が決まるまでの主な経過と当該地を選定した理由を明らかにした。
4 予測・評価項目の選定		

修 正 値 所	修 正 事 項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
4.2 遷定しなかった理由	風 呂 害	周辺気流の変化の有無等について具体的に記述した。
5 現況調査、予測及び評価 5.1 大気汚染	焼却炉排出ガス 清掃車排出ガス	予測物質として水銀を追加して現況調査、予測及び評価を行った。 清掃車の運行パターン及び補助19号線の車線数を変更して予測、評価した。
5.2 土壌汚染	現 地 調 査 予 測 の 前 提	汚染土壌の処理に伴う予定地周辺への影響を把握するため、事業着手前に周辺の現況調査を実施する旨記述した。 汚染土壌処理方法について具体的に記述した。
5.3 騒 音	建設工事騒音 清掃工場騒音 道路交通騒音	事業予定地に隣接して小学校があることを配慮し、工事用仮囲い等の環境保全の措置を追加したうえで評価した。 工場騒音の予測については、予測の対象音源を限定した理由を補足し、音源の取扱いなどを修正して予測、評価し直した。 工事用車両によるものを追加し、かつ一般車両を含め、さらに清掃車の運行パターン及び補助19号線の車線数を変更して予測、評価し直した。
5.4 振 動	建設工事振動 道路交通振動	事業予定地に隣接して小学校があることを配慮し、環境保全の措置を追加したうえで評価した。 工事用車両によるものを追加し、かつ一般車両を含め、さらに清掃車の運行パターン及び補助19号線の車線数を変更して予測、評価し直した。

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
5.5 悪臭	煙突からの臭気 清掃工場からの臭気	予測の対象としなかった理由を補足した。 悪臭防止施設等の内容を補足し、新たな調査事例を追加して予測、評価した。
5.6 日照阻害	日照の変化	日照阻害の影響については、北東側5地点における日照の変化の程度についても評価した。
5.8 地上植物	植物相及び緑の量	樹種等の植栽計画の内容を加味して予測評価した。また、緑の量に関し緑被率と緑地率について補足した。
7 環境保全のための措置	大気汚染 土壤汚染 騒音及び振動 地上植物 景観	清掃車及び工事用車両の運行に伴う予定地周辺道路の混雑を抑制するための措置に関する記述を追加した。 汚染土壌の処理工事中及び工事完了後の測定、監視体制について補足した。 工事用仮囲いの仕様を変更した。また、清掃車及び工事用車両の運行に伴う予定地周辺道路の混雑を抑制するための措置に関する記述を追加した。 現存樹木の保存については、できる限り配慮する旨記述した。 工場周辺の植樹については、四季を通じて緩衝機能を生かし、かつ緑が保たれるよう樹種・樹高に十分配慮する旨記述した。